

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年6月22日

【会社名】 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ

【英訳名】 OSAKA Titanium technologies Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 勇 一

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市東浜町1番地

【電話番号】 06 6413 3310

【事務連絡者氏名】 経理部長 島 本 信 英

【最寄りの連絡場所】 兵庫県尼崎市東浜町1番地

【電話番号】 06 6413 3310

【事務連絡者氏名】 経理部長 島 本 信 英

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2015年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2015年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な体制を構築するため、次のとおり取締役に関する規定の変更を行う。

- (1)取締役の員数の上限を13名から7名に減員
- (2)専務取締役及び常務取締役についての規定を削除するなど、役付取締役に関する規定の見直し
- (3)上記(2)の役付取締役に関する規定の見直しに伴う総会の招集権者及び議長に関する規定の見直し

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条（総会の招集権者及び議長） 1. 株主総会は法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に支障があるときは <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役が順次これに当たる。</u>	第14条（総会の招集権者及び議長） 1. (現行どおり) 2. 取締役社長に支障があるときは、 <u>取締役会</u> の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条（取締役の員数） 当社の取締役は、 <u>13名以内とする。</u>	第18条（取締役の員数） 当社の取締役は、 <u>7名以内とする。</u>
第21条（役付取締役及び代表取締役） 1. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u> 2. 取締役会は、その決議により <u>役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。</u>	第21条（役付取締役及び代表取締役） 1. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名及び <u>取締役副社長若干名を定めることができる。</u> 2. 取締役会は、その決議により <u>代表取締役若干名を選定する。</u>
3. (記載省略)	3. (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

関勇一、大田黒文雄、三宅貴久、高村実朗、一瀬正人、高松明及び飯島奈絵を取締役に選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

岡田宗久、森崎雅文、永良哉を監査役に選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬を月額2,400万円以内（うち社外取締役分は月額200万円以内）に改定する。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	260,619	4,050	1,071	(注1)	可決 97.44
第2号議案 取締役7名選任の件					
関 勇 一	261,322	3,352	1,066	(注2)	可決 97.70
大田黒 文 雄	261,409	3,265	1,066		可決 97.73
三 宅 貴 久	264,033	641	1,066		可決 98.71
高 村 実 朗	263,951	723	1,066		可決 98.68
一 瀬 正 人	261,252	3,422	1,066		可決 97.67
高 松 明	264,024	650	1,066		可決 98.71
飯 島 奈 絵	264,038	636	1,066		可決 98.72
第3号議案 監査役3名選任の件					
岡 田 宗 久	262,361	2,310	1,069	(注2)	可決 98.09
森 崎 雅 文	226,431	38,240	1,069		可決 84.66
永 良 哉	226,437	38,234	1,069		可決 84.66
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	264,061	594	1,085	(注3)	可決 98.72

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。